

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
えくせれんと修学院 重要事項説明書

株式会社 エクセレントケアシステム

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

えくせれんと修学院

(株)エクセレントケアシステムが実施する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスをご利用頂くにあたり、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)」等に基づき、次の通りに説明致します。この重要事項説明書は「(株)エクセレントケアシステム(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所運営規程」及び「(介護予防)認知症対応型共同生活介護契約書」に基づき作成されていますので、内容をご確認の上、同意頂きますようお願いいたします。

1、 事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援又は要介護者であって認知の状態にある利用者(以下「利用者」という。)が共同生活住居において、家庭的な環境の下で可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護等(以下「サービスの提供」という。)を行うことにより、利用者の認知の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう援助を行うことを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体者」になるようサービスの提供に努めます。② 利用者の心身状態等の把握と適切なサービスに努めます。③ 利用者個々に、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、またその提供に関する個人ケース記録を作成し、当該契約終了後2年間保存します。④ 利用者及び家族の方に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を分かりやすく説明します。⑤ 事業運営にあたり、地域との連携を図り、また京都市、協力医療機関、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所等との連携を図り、利用者が必要とする適切なサービスに努めます。

2、 従業者の職種、員数、職務の内容及び職員体制

職種	員数	職務の内容
管理者	1名	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の管理・指導、事務所の管理業務・ 業務の実施状況の把握
計画作成担当者	2名(常勤1名 非常勤1名)	<ul style="list-style-type: none">・ うち1名 介護支援専門員・ 利用者の介護サービスに関わる計画等の作成

介護従事者	2ユニット 12名	<ul style="list-style-type: none"> ・ うち計画作成担当者 兼務1名 ・ 利用者の日常生活の介護全般
-------	--------------	---

3、 設備の概要 (1ユニットにつき)

居室数 (全個室)	9室	トイレ	3か所
居室の広さ	7.46 m ² ~7.85 m ²	台所	1か所
浴室	1か所	居間・食堂	1か所

4、 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の定員

定員 (18名)	Iユニット × 9名 IIユニット × 9名
----------	---------------------------

5、 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

サービスの 内容	介護保険の 給付対象 となる サービス	健康チェック	体温、血圧の測定等を行い体調の確認します。
		入浴	週2回以上の実施を基本としますが、ご相談に応じます。体調に応じてシャワー浴や清拭になる場合もあります。
		必要な援助	日常生活に必要な援助を行います。
		ケアプランの 立案	計画作成担当者が、利用者及び家族の希望を十分に取り入れながら作成いたします。このケアプランに基づき、サービスを提供しています。
	介護保険の 給付対象 とならない サービス	家賃 (居室料)	70,000 円/ 月
		※敷金として入居時に居室料の3カ月分 (210,000 円) をお預かりします。	
		管理・共益費	35,400 円/ 月 (1180 円/日)
		食材料費 おやつ代	54,000 円/ 月 (朝食 : 411 円、昼食 : 720 円、夕食 : 669 円) 3,240 円/ 月 (108 円/日)
		※なお、管理・共益費、食事代、おやつ代は30日で計算しています。	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込みの電気製品等の電気代金は個人負担とさせていただきます。(一製品あたり一日33円) ・ リネン代 (150 円/日) は別途となります。 ・ 病院の診療代等も個人負担となります。 ・ 理美容代、オムツ代、通院費用、お薬代、個人が使用する介護用品、個人の嗜好品購入などについては実費負担となります。 	

月額自己負担額は利用者の「介護保険被保険者証」の認定結果及び「介護保険負担割合証」に記載された割合によります。

	1日単位数	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援2	749単位	23,482円	46,963円	70,444円
要介護1	753単位	23,607円	47,213円	70,820円
要介護2	788単位	24,704円	49,408円	74,112円
要介護3	812単位	25,457円	50,913円	76,369円
要介護4	828単位	25,958円	51,916円	77,874円
要介護5	845単位	26,491円	52,982円	79,473円

加算等 料金	初期加算（入居した日から30日間）	30単位	○
	入院時費用（1月に6日まで）	246単位/日	○
夜間支援体制加算Ⅰ	50単位/日		
夜間支援体制加算Ⅱ	25単位/日		
認知症行動心理症状緊急対応加算	200単位/日	○	
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	○	
看取り介護加算 （死亡日以前31日以上45日以下） （死亡日以前04日以上30日以下） （死亡日以前02日又は03日） （死亡日）	72単位/日 144単位/日 680単位/日 1,280単位/日	○	
医療連携体制加算Ⅰイ	57単位/日		
医療連携体制加算Ⅰロ	47単位/日		
医療連携体制加算Ⅰハ	37単位/日	○	
医療連携体制加算Ⅱ	5単位/日		
協力医療機関連携加算	100・40単位	○	
退居時情報提供加算	250単位/回		
退居時相談援助加算	400単位/回		
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日		
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日		
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150単位/月		
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位/月		
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月		
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月		
栄養管理体制加算	30単位/月		
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	○	
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回		
科学的介護推進体制加算	40単位/月	○	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位/月	○	

基本
利用
料

介護保険の
給付対象
となる
サービス

	加算等 料金	新興感染症等施設療養費 (1月に1回)	240/回	
		生産性向上推進体制加算	100・10/月	○
		サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位/日	○
		サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位/日	
		サービス提供体制加算Ⅲ	6 単位/日	
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 18.6%	○
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数 17.8%	
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ	所定単位数 15.5%	
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ	所定単位数 12.5%	
		※1 単位=10.45 円 (介護保険適用分は負担割合に応じて自己負担)		

〈償還払いについて〉

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、利用料合計を全額一旦お支払い頂きますが、事業所の発行するサービス提供証明書をお住まい区役所窓口へ提出しますと、介護保険負担割合分を差し引いた金額の払戻を受けられます。

6、 利用料の支払について

事業者は、毎翌月15日までに、当月分の利用料等の請求書を発行します。
 利用者は事業者に対し、前項の請求書に基づき当月分の利用料を翌月末日までに銀行振り込み又は、口座振替にてお支払い下さい。(なお、振替手数料については利用者負担となります。)

7、 入居対象者

- ・京都市に住民票がある方
- ・介護認定で要支援2から要介護5と認定された方
- ・医師から認知症と診断された方

8、 入居にあたっての留意事項

準備物	居室内のタンス等の収納家具、衣類、上履き、タオル等身の回りの品、毛布類、テレビ等電化製品、ティッシュペーパー等日用品をご用意下さい。 当ホームで準備しているものは以下の通りです。 介護用ベッド、布団類、カーテン、エアコンは全室完備。	
面会時間	基本的には9時から18時ですが、これ以外の時間帯もご相談に応じます。(早朝や夜間の場合は事前にご連絡をお願い致します。)	受付窓口で必ず、面会簿に記入して下さい。
外出/外泊	家族と同伴のみ認めます。事前に外出・外泊届を提出して下さい。	
食事	入院や外泊等の場合、その日数分の食費は頂きません。	
飲酒	ご相談に応じますが、認められない場合もございます。	
喫煙	予め定められた場所以外での喫煙は禁止しています。また、ライター	

留意事項		等の火気については、お預かりさせていただきます。
	金銭・貴重品の管理	高価・高額な金品の持ち込みを禁じています。 持参された場合は、事務所の金庫でお預かりいたします。
	所持品・備品の持ち込み	必要なもの以外の持ち込みはご遠慮ください。
	迷惑行為等	騒音など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、他の利用者の居室に許可なく立ち入らないで下さい。
	居室・設備・器具の利用	当ホーム内の設備、備品を無断で持ち出したり、位置・形状を変えることは禁止しています。故意による破損が生じた場合は賠償していただくことがあります。
	禁止行為	宗教行為、政治活動、賭博、営利活動
	緊急時の連絡先	緊急の場合には、ご記入頂いた連絡先に連絡します。
	その他	職員に対しての金品の差し入れは固くご辞退致します。

9、 契約の解除及び損害賠償、相談・苦情の窓口について

契約の解除及び連帯保証人の責務について	利用者側	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、30日前までに申し出ていただき、「退居書」にご記入いただきます。利用者は、事業所に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます ・連帯保証人は、極度額200万円（月額利用料の12ヶ月、1,000円単位切り捨て）の範囲内で利用者と連帯して金銭債務の履行の責を負います。 ・月額利用料は、家賃（居室料）、管理・共益費、食材料費（おやつ代含む）を30日で計算した金額とします。
	事業所側	<p>次の事由に該当した場合は、事業所は当ホームの判定会議の後、利用者に対して15日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。</p> <p>①利用者のサービス利用料金支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、催促したにもかかわらず、催促した日から15日以内に支払われない場合。</p> <p>②利用者が病院等に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は2ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。</p> <p>③利用者の著しい体力の低下、病状の悪化、認知症状態の重度化、感染症、伝染病、自傷他害の恐れのある場合や共同生活が困難と判断された場合。</p>
	自動解除	<p>①利用者が介護老人福祉施設等に長期的に入院、入所した場合。</p> <p>②利用者の要介護認定が、自立又は要支援と判定された場合。</p> <p>③利用者が死亡もしくは介護保険法による被保険者資格を喪失した場合。</p> <p>④事業所が、介護保険の指定を取り消された場合。</p>

損害賠償等	加入保険	損害保険
	加入先	あいおいニッセイ同和損保
相談苦情の窓口	事業所	相談及び苦情につきましては、解決機関を当ホームに設置しています。連絡先及び担当者については、別途「苦情窓口にお知らせ」で説明します。また、当ホームにも掲示しております。また、ご意見箱での受け付けも致しておりますので、ご利用下さい。
		相談苦情の窓口担当：主任 苦情解決責任者：管理者 連絡先：えくせれんと修学院 075-712-6511
その他		北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-432-1364 上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-441-5106 左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-702-1069 中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-812-2566 東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-561-9187 山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-592-3290 下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-371-7228 南区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-681-3296 右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-861-1416 右京区役所京北出張所保健福祉第一担当 075-852-1815 西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-381-7638 西京区役所洛西支所健康長寿推進課 075-332-9274 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課 075-611-2278 伏見区役所深草支所健康長寿推進課 075-642-3603 伏見区役所醍醐支所健康長寿推進課 075-571-6471 京都市介護認定給付事務センター 075-708-7711 京都府国民健康保険団体連合会 075-354-9090

10、明渡し時の原状回復について

原状回復の条件について	利用者事業所側双方	<p>本契約の原状回復条件は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、入居者が負担すべき費用となります。 ・なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の入居者など入居者と無関係な第三者がもたらした損耗等については、入居者が負担すべきものではありません。 ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び入居者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、事業所が負担すべき費用となるものとします。 ・その具体的内容は、別表1（明渡し時の原状回復について）のとおりです。
-------------	-----------	--

1 1、協力医療機関について

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
京都民医連 あすかい病院	京都市左京区田中飛鳥井町 8 9	075-706-6590	内科、外科、 整形外科、皮 膚科、眼科他
医療法人桜樹会 さくらぎ桂駅前歯科	京都市西京区桂南巽町 138-1 グランバリエ桂 1 階	075-383-4771	歯科
あすかい歯科	京都市左京区田中飛鳥井町 43-7	075-706-6577	歯科

1 2、事故発生時における対応方法及び身体拘束の禁止

事故発生時における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当ホームが利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族と市町村に連絡するとともに、ケアマネージャー、関係機関等へ連絡し、必要な処置を講じます。 ・当ホームが利用者に対して提供したサービスにおいて、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 ・事実関係を時系列に記録し、医学的見解の情報を収集し、原因の究明にあたります。 ・事故の状況を分析した上で、評価を行い対応策を講じて再発防止に努めます。
身体拘束の禁止	<p>事業所の方針としては、利用者の尊厳、プライバシーを尊重し、身体拘束禁止規定マニュアルに基づき努めています。下記（１）～（３）の要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合であり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむをえない場合を除いて身体拘束は行わないものとします。</p> <p>（１）切迫性・・・利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。</p> <p>（２）非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う他に代替する介護方法がないこと。</p> <p>（３）一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。</p> <p>身体拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、介護職員その他の従事者に対し、年 2 回以上の研修を実施します。</p>

※利用者が退居する際に、事業者は利用者及びその家族の希望や退居後の環境等を勘案し、円滑に退居出来るための援助をします。

1 3、非常災害時対策

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。 ・訓練等の実施にあたっては、地域自治体等と連携して行います。 ・主な防災設備は、スプリンクラー、消火器、避難誘導灯を設置しています。
--------	--

1 4、秘密の保持について

- ① 当ホームでは、業務上知り得た利用者または家族の秘密（情報）を厳守致します。
- ② 当ホームでは協力医療機関や関係事業所との相談、会議等を開催する場合、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者または家族に同意を得ることとします。
- ③ 前項の規定は、事業所の職員が退職した後も適用します。

15、記録の保管及び開示請求に対する対応

開示請求に対する具体的な対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に提出している情報の公開を当ホームに掲示し、利用者及び家族に対し、開示します。 ・利用者及び家族はケース記録を閲覧し、又はその写しを請求することができます。 ・事業者は内部評価及び外部評価を当ホーム内に掲示し利用者及び家族の閲覧に供します。また、家族に送付し開示するものとします。
------------------	--

記録の保管	事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
-------	--

16、運営推進会議の開催

地域密着型サービスに義務づけられた運営推進会議を、地域住民や関係機関の方を交えて定期的に開催し、その結果を公表します。

目的	地域に開かれたサービス事業所として、地域住民やご利用者様、関係機関等に運営状況等を報告し、広く要望や助言を伺い質の向上を図ります。
開催回数	概ね2ヶ月に1回以上、定期的で開催致します。
内容	利用者状況やサービス提供状況の報告、自己評価・外部評価等の結果周知、要望・助言など。その他特に必要と認められた事項。

17、事業所概要

事業所の名称等	名称	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 えくせれんと修学院
	所在地	〒605-8122 京都市左京区一乗寺東閉川原町2-2
	指定事業所番号	京都市指定 第2690600115号
	電話番号	075 (712) 6511
	FAX番号	075 (712) 6517
	ホームページ	http://excare.co.jp/
	運営会社	徳島市かちどき橋1丁目22-1 電話 088-623-1165 株式会社 エクセレントケアシステム 代表者：代表取締役 大川 一 則

18、当ホームで併せて実施している事業

事業の種類	市町村の指定		利用定員
	指定年月日	指定事業所番号	
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業所 エクセレント修学院	平成25年3月1日	京都市指定 第2690600115号	登録 29名 通い1日/15名 泊まり1日/5名

19、第三者評価の実施状況等

第三者評価受審の有無	無（運営推進会議を活用したサービス評価実施）
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

平成25年 3月 1日 施行
 平成25年11月 1日 改定
 平成26年 4月 1日 改定
 平成26年 9月 1日 改定
 平成27年 4月 1日 改定
 平成27年 8月 1日 改定
 平成28年 7月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 6月 1日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 平成30年 8月 1日 改定
 令和 1年10月 1日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年 4月 1日 改定
 令和 4年 6月 1日 改定
 令和 4年10月 1日 改定
 令和 5年 5月 1日 改定
 令和 6年 6月 1日 改定
 令和 7年 4月 1日 改定

確 認 書

令和 年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護「えくせれんと修学院」の入居にあたり、利用者はこの書面を交付の上、重要事項の説明を行いました。

〈事業所名〉 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム えくせれんと修学院

〈説明者氏名〉 _____ 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護「えくせれんと修学院」の入居にあたり、事業者はこの書面に基づいて重要事項の説明を受け同意の上、本書面を受領致しました。

〈利用者名〉 _____ 印

〈ご家族または代理人〉 _____ 印

別表1 (明渡し時の原状回復について)

【原状回復の条件について】

本契約の原状回復条件は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方による。すなわち、

- ・入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、入居者が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の入居者など入居者と無関係な第三者がもたらした損耗等については、入居者が負担すべきものではない。
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び入居者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、事業所が負担すべき費用となるものとする。その具体的内容は、下記のとおりとする。

I 本物件の原状回復条件

1 事業所・入居者の修繕分担表

事業所の負担となるもの	入居者の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損してないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（借主の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋸、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（借主所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 入居者が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（設置者に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 2. クーラーから水漏れし、入居者が放置したため壁が腐食 3. タバコ等のヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 4. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 5. 入居者が天井に直接つけた照明器具の跡 6. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしてないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（入居者が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（入居者が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 日常の不適切な手入れ又は用法違反による設備の毀損 3. 鍵の紛失又は破損による取替え

